

みんなが健康で明るい職場と家庭が願い



三田駅前

掲示板

兵庫県建築健康保険組合

2024年3月15日 No. 242

TEL : 078-997-2311 FAX : 078-997-2328
E-Mail : hyougokenkentu@mub.biglobe.ne.jp
URL : <http://www.hyogo-kenchiku-kenpo.or.jp/>

健康保険証は本年12月2日に廃止

マイナ保険証移行の背景とは

政府は本年12月2日に現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと一体化することを決定しました。では、マイナンバーカードに健康保険証の機能を持たせた「マイナ保険証」の活用を推進する背景には何があるのでしょうか。

少子高齢化が進むわが国では、国民の健康増進や効果的・効率的な医療を提供するため、医療分野のデジタル化推進が重要課題となっています。コロナ禍で認識された課題として、平時からのデータ収集・共有を通じた医療の「見える化」やデジタル化による業務効率化の推進等への対応も急務です。マイナ保険証は、こうした課題への対応や国民一人ひとりが自らの保健・医療情報へのアクセスを可能とする公的な社会インフラの一つであるということが、推進の背景にあると言えるでしょう。



マイナ保険証を使うと、オンライン資格確認等システムとの連携により医療情報の共有化が図られ、初めて受診した医療機関でも、本人が同意すれば特定健診の結果や薬剤・診療情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられます。マイナ保険証を使ってマイナポータルにアクセスすれば、自身が受けた健診や薬剤・診療の情報を確認することもできます。さらに、本人の同意で高額な医療費が発生した際の立替払いが不要となります。転職等をした場合も新たに加入する健保組合等保険者で手続きを行えば、引き続き同じマイナ保険証で受診することができます。また、マイナ保険証は顔写真付きなので、従来の健康保険証のようななりすましや不正利用の防止にも役立ちます。

健保組合は現在、登録データの確認作業を行うなど、マイナ保険証への円滑な移行に向けた取り組みを国と連携して進めています。

「すこやか健保 2024年3月号」(健康保険組合連合会 2024年3月1日発行)

無断転載を禁ずる

● 令和6年度から保険料率を引き上げます

～ 第130回組合会および令和6年度収入支出予算の概要 ～

令和6年2月19日、第130回組合会において、令和6年度の収入支出予算が決定されました。一般保険料率の設定については、令和5年7月26日に開催した第129回組合会において、将来の財政安定化を目指して4%引き上げることとを諮り、この度、10年後の財政状況を勘案して引き上げを実行することを決定いたしました。

当健康保険組合の財政ひっ迫の要因は、一つには高齢者医療費への拠出金の負担です。

令和4年から団塊の世代が75歳に到達し始め、令和7年には団塊の世代のすべてが後期高齢者となり、後期高齢者医療費は10%近くの伸び率で急激に増加するといわれています。このことから、後期高齢者拠出金は今後急増する可能性があり、令和8年度以降をピークに数年間は高止まりすることが想定されます。

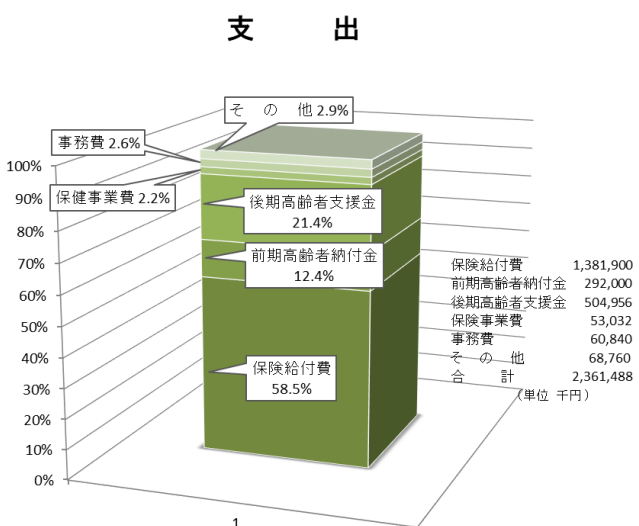
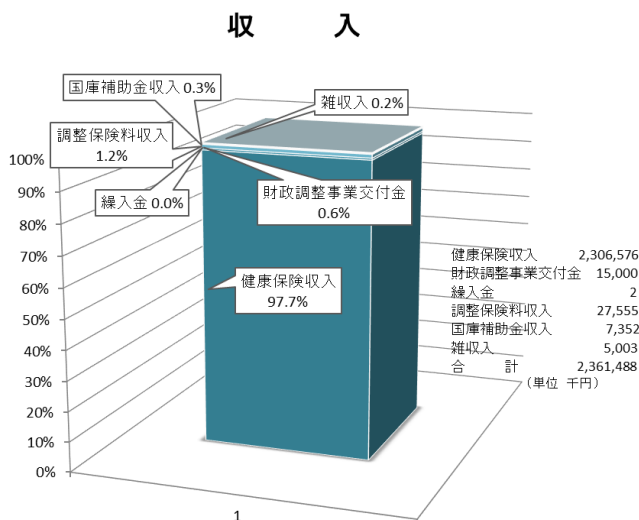
二つめには、前期高齢者を中心とする医療費の負担です。

当健康保険組合の被保険者の平均年齢は46.92歳であり、50歳から54歳の人数が一番大きな塊になっています。

生活習慣病の罹患率が高いため継続的に治療、投薬を必要とする者が多く、重症化により心筋梗塞や脳梗塞、糖尿病性腎症による人工透析などで高額な医療費が発生しています。

今後の後期高齢者拠出金の増加に備えて、財政の安定化をはかることで準備金、積立金を確保し、将来に向けて安定運営を目指してまいります。

皆さまには多大なご負担をお願いすることとなりますが、ご理解とご協力をお願いいたします。



○ 令和6年度収入支出予算について

保険料率を4‰(0.4%)引き上げ105.00‰と決定しました。介護保険料率は18.00‰で変更ありません。

支出のすべてを保険料収入で賄うための經常収支は16,946千円の黒字となり、予備費に37,584千円充てていることから、予算内の支出であれば約54,000千円を繰り越すことが可能です。

収入面では、保険料率の引き上げにより、令和5年度予算と比較して約88,000千円の増収を見込んでいます。

支出面では、前期高齢者納付金が令和5年度予算と比較して約60,000千円減少し、医療費や保健事業費は前年とほぼ同額となると見込んでいます。

当建築健保組合においては、平成6年度から令和3年度まで經常収支の赤字が継続しており、厳しい財政運営をおこなってきました。

その間、保有資産である積立金や準備金の取り崩しや、健康保険組合連合会から財政支援交付金を受けながら収支の均衡を図ってまいりましたが、皆さまにご負担いただくことで健全経営の道筋が見えるようになりました。

今後は重点課題である「がん検診」、「特定健診」の受診機会の拡大をはかるなど、健康の保持増進につながる、保健事業の充実を引き続き取り組んでいきます。

令和6年度収入支出予算の概要

1 健康保険分（収入）

健康保険分（支出）

科 目	予算額 千円	被保険者 1人当たり額 円	科 目	予算額 千円	被保険者 1人当たり額 円
健康保険収入	2,306,576	583,205	事務費	60,840	15,383
調整保険料収入	27,555	6,967	保険給付費	1,381,900	349,406
繰越金	0	0	(前期高齢者納付金)	292,000	73,831
(準備金限度外部分繰入)	1	0	(後期高齢者支援金)	504,956	127,675
(退職積立金繰入)	0	0	(その他納付金)	5	4
繰入金	1	0	納付金	796,961	
国庫補助金収入	7,352		保健事業費	53,032	0
特定健康診査等事業収入	0	0	還付金	153	38
(組合財政支援交付金)	0		営繕費	150	38
(高額医療交付金)	15,000	3,793	財政調整事業拠出金	27,556	6,967
財政調整事業交付金	15,000	3,793	その他	2,473	609
雑収入・その他	5,004	1265	予備費	38,423	9,715
収入合計	2,361,488	597,089	支出合計	2,361,488	597,089
経常収入合計	2,313,140	584,865	経常支出合計	2,295,355	580,368

収支差引額	0	0	準備金保有見込 千円	474,115
経常収支差引額	17,785	4,446	準備金保有率 %	162.17

※介護分含む。

2 介護保険分（収入）

介護保険分（支出）

科 目	予算額 千円	被保険者 1人当たり額 円	科 目	予算額 千円	被保険者 1人当たり額 円
介護保険収入	274,030	114,179	介護納付金	292,455	121,856
繰越金	0	0	介護保険料還付金	150	60
繰入金	30,000	12,500	積立金	0	0
国庫補助金受入	0	0	雑支出	1	0
雑収入	3	1	予備費	11,427	4,761
収入合計	304,033	126,680	支出合計	304,033	126,680

収支差引額	0	0	準備金保有見込 千円	58,230
			準備金保有率 %	124.12

● 予算編成の基礎となった数字 ●

- 被保険者数 3,955人 (男性 3,233人 女性 722人)
- 平均標準報酬月額 384,381円 (男性 410,364円 女性 268,034円)
- 総標準賞与額 (年間合計) 4,034,466千円
- 平均年齢 46.87歳 (男性 47.48歳 女性 44.03歳)
- 被扶養者数 3,263人 (扶養率 0.83人)
- 前期高齢者数 526人 前期高齢者加入率 7.16% 前期高齢者1人当たり給付費 395,506円
- 健康保険料率 105.000‰ (事業主 52.500‰ 被保険者 52.500‰)
 - ・一般保険料率 103.760‰ (事業主 51.880‰ 被保険者 51.880‰)
 - (基本保険料率) 67.890‰ (事業主 33.945‰ 被保険者 33.945‰)
 - (特定保険料率) 35.870‰ (事業主 17.935‰ 被保険者 17.935‰)
 - ・調整保険料率 1.240‰ (事業主 0.620‰ 被保険者 0.620‰)
- 介護保険の対象となる被保険者数 (介護保険第2号被保険者数) 3,450人
(健保被保険者数 2,400人 健保被扶養者数 1,050人)
- 介護保険料率 18.000‰ (事業主 9.000‰ 被保険者 9.000‰)

● 令和6年12月2日をもって健康保険証が廃止されます

政府はマイナンバー法の一部改正法施行期日を令和6年12月2日とする政令を決定し、交付しました。これにより、健康保険証は本年12月2日に廃止され、新たな健康保険証は発行しないこととなります。

健康保険証廃止後の取り扱いは、次のとおりとなります。

- ① 現行の健康保険証は1年間（令和7年12月1日まで）有効との経過措置を設ける
- ② マイナンバーカードを持っていない者やマイナンバーカードの保険証利用登録をしていない者には資格確認書を発行し、医療機関を受診できるようにする。

当健康保険組合では、次のようなメリットがあることから、できるだけ早い時期にマイナンバーカードの保険証利用登録をおこなっていただくようお願いします。

- ① 病院で顔認証により受付が完了するのでスムーズ
- ② 過去の薬や健康診断のデータを医師が把握でき、口頭での説明が不要
- ③ 自分自身も健康診断や薬の情報が確認できる
- ④ 健保組合に限度額認定証の発行を依頼しなくても高額な自己負担額になった際に一定額以上の負担が発生しない
- ⑤ 医療費控除の確定申告で医療費通知の情報が連携される
- ⑥ 転職等があってもずっと変わらず保険証として利用できる
- ⑦ マイナンバーカードの保険証利用で医療費が受診1回につき20円節約できる
- ⑧ 70歳以上の方が高齢受給者証を窓口で提示する必要がない

● 年収の壁・支援強化パッケージにおける被扶養者認定について

～ 人手不足などにより残業等が増え一時的に収入増となった場合の取扱いについて ～

令和5年10月20日以降に新規に被扶養者異動届を提出する場合で、人手不足などにより残業等が増え一時的に収入増となった場合は、就業先の事業主の証明を添付して届出いただくこととなります。

なお、事情を問わず130万円以上の収入があっても被扶養者として認められるものではありませんので、ホームページに掲載（令和6年1月11日【Q&Aの追記・修正】年収の壁・支援強化パッケージ）の厚生労働省が示している取扱いのQ&Aを必ずご確認ください。

1 「一時的な収入変動」とは次のことが想定されます。

一時的な収入増加の要因としては、主に時間外勤務（残業）手当や臨時的に支払われる繁忙手当等が想定され、一時的な収入変動に該当する主なケースとしては、

- ・当該事業所の他の従業員が退職したことにより、当該労働者の業務量が増加したケース
- ・当該事業所の他の従業員が休職したことにより、当該労働者の業務量が増加したケース
- ・当該事業所における業務の受注が好調だったことにより、当該事業所全体の業務量が増加したケース
- ・突発的な大口案件により、当該事業所全体の業務量が増加したケース

2 「一時的な収入変動」を確認できるものとは

「被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書」と合わせて、「雇用契約書」または「労働条件通知書」の写し、および前年・前々年の給与支払額の分かるものとして「源泉徴収票」、「給与明細」、勤務先の事業主による「給与支払額証明書」を添付してください。

3 その他

一般の取扱いは2回を限度とするとされていますので、検認（被扶養者確認）については、令和6年度、7年度の取扱いとします。

● 就職などによる被扶養者の異動届出をお願いします

4月になり、新卒者は就職される方が多くなります。

被扶養者が就職により自身で健康保険に加入される場合は、被扶養者から抹消する必要がありますので、速やかに届出いただき健康保険証の返却をお願いします。

被扶養者として追加する場合に、事実確認のための書類を提出していただく場合があります。

下段の表のとおりですのでご注意ください。なお、被扶養者異動届の4枚目にも添付の必要な書類を記載していますが、最新の情報に更新されていませんので、こちらをご参照ください。

・被保険者と同一世帯等であることを確認できる書類

続柄が被保険者の曾祖父母・祖父母・父母・配偶者・子 孫・兄弟姉妹 <u>以外</u> の場合	被保険者の世帯全員の住民票
配偶者と内縁関係にある場合	内縁関係にある両人の戸籍謄(抄)本、被保険者の世帯全員の住民票

・収入に関する証明

退職により収入要件を満たす場合	退職証明書、雇用保険被保険者離職票等のコピー
失業給付受給中または受給終了で収入要件を満たす場合	雇用保険受給資格者証のコピー
年金受給中の場合	現在の年金額がわかる年金額の改定通知書等のコピー
自営業の場合	直近の確定申告書のコピー
給与(パート・アルバイト)収入がある場合	直近3か月の給与明細書、前年の源泉徴収票、月額収入が確認できる労働契約書等のコピー
15歳以上※で学生の場合	学生証(有効期限内のもの)のコピーまたは在学証明書
15歳以上※で現在収入が無い場合(昼間の学生・配偶者を除く)	扶養理由申立書
父母の場合	父母の収入状況確認申出書 ※令5.9.15けんぽからのお知らせ参照

・生計維持を確認する書類

被扶養者が別居している場合	被扶養者現況届 仕送り額が確認できる預金通帳または現金書留の控えのコピー
---------------	---

・日本国内に住所を有しない者で、被扶養者となる例外的理由を確認する書類(身分関係、収入確認以外に必要な書類)

外国において留学をする学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書等のコピー
外国に赴任する被保険者に同行する者	査証、海外赴任辞令、公的機関が発行する居住証明書等のコピー
観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等のコピー

※15歳以上は中学生を除く

● 健康診断結果(人間ドックを含む)のデータによる提出のお願い

定期(一般)健康診断の健診結果については、特定健康診査に係る国の電子的標準様式(XML)により作成したCD(健診実施機関に依頼を要する。)により提出いただくことを推奨させていただいています。XMLデータ化することにより、健康診断結果をコピーする手間や質問票の作成が省けますし、保存・保管も容易になります。

なお、XMLデータ作成の費用については、当健康保険組合で負担させていただきますので、一般(定期)健康診断結果を紙(コピー)により提出いただいている事業所様には、データによる提出にご協力いただくようお願いいたします。

また、このたび人間ドック(定期健康診断として人間ドックを実施されている事業所様)については「人間ドック補助金請求書」に新たにXMLデータ作成費用の記載欄を追加しますので、XMLデータによる提出にご協力をよろしくをお願いいたします。

XMLデータ作成をするには、人間ドックを一般健康診断として健診機関と一括して契約している事業所様に限定されます。また、健診機関にデータ化を依頼していただく必要があります。

利便性向上と健診結果データの正確な保存のため、ご協力をお願いします。

● 特定保健指導のご案内を送付します

令和5年10月から令和6年1月までに提出された健診結果から、生活習慣病のリスクが高い方を対象として生活習慣の改善や病気を予防することを目的とした保健指導のご案内を送付しています。

該当者のいる事業主様におかれては、(1)令和6年度特定保健指導の実施について（ご案内） (2)特定保健指導希望調査票 (3)特定保健指導委託業者3社のチラシ (4)「生活習慣病を予防しないと大変なことになりますよ」のパンフレットをお配りいただくようお願いします。

なお、特定保健指導調査票については、委託事業者3社の中から希望するメニューを選んでいただき、郵送またはFAXでご提出いただくようお願いします。

どうしても保健指導を受けられない場合は、「受けません」と記載してください。

● 特定健康診査における「質問票」の内容を変更します

令和6年度の健康診断から特定健診の「質問票」の一部が変更されます。

令和6年4月1日以降に健康診断（人間ドック）を受け、健診結果を提出いただく際には新しい様式の「質問票」を添えていただくようお願いします。

変更となっている項目は、「喫煙」および「飲酒」で、分かりやすい質問表現とし、頻度や量などが細分化されています。

新様式はホームページの「届書・請求書ダウンロード」の保健事業に掲載していますので、ダウンロードして使用いただくようお願いします。

● 令和6年4月1日から現物給与の価額が改正されます。

報酬や賞与の全部又は一部が、通貨以外のもので支払われる場合（現物給与）の価額は、厚生労働大臣が定めることとされています。

この度、令和6年3月1日付、厚生労働省告示第50号により現物給与の価額が改正され、令和6年4月1日から適用されます。

兵庫県における食事の額が変更されていますので、現物給与の価額（令和6年4月1日適用）は、当組合ホームページの「けんぽからのお知らせ」の「令和6年4月1日から現物給与の価額が改定されます」をご参照願います。

● インフルエンザ予防接種補助を見直します

～ 補助額を2,000円に引き上げ、新型コロナウイルスワクチン接種補助を追加します～

感染症予防対策として、令和6年度から新型コロナウイルスワクチン接種補助を導入します。1回あたりの補助額は2,000円以内の実費とし、1年度に2回を限度とします。

合わせて、これまでのインフルエンザ予防接種補助についても見直しを行います。補助額は1回接種の場合は2,000円以内の実費、2回接種の場合は4,000円以内の実費とします。

● がん検診の補助金請求を見直します

5大がん検診・前立腺がん検診については、受診者が支払った場合のみの請求としていましたが、事業主が支払った場合であっても、事業主からの一括請求により補助を行うことに変更します。

令和4年度からがん検診受診率の向上をはかるため、事業所における一般健康診断にオプション検査の追加や導入を依頼しており、また、受診費用についても健康保険組合からの補助を超える費用について、事業主の負担を依頼していることから、取り扱いを変更します。

具体的には、事業主が支払った場合の「がん検診補助金請求書」および「受診者名簿」を新たに作成し、一括して請求ができればように変更します。

● ホームページの新着情報

当健康保険組合のホームページの新着情報をご案内します。

- 「健保からのお知らせ」の掲載

令和6年2月28日

令和6年3月分（令和6年4月末納付分）からの保険料月額表

- 「掲示板」の掲載

令和6年2月20日

2024.2.15 No.241 ・理事会、財政対策委員会・健康管理事業推進委員会の結果 ・組合会役員の補充選挙公告 ・健康保険証の廃止 ・医療費のお知らせの送付 ・ジェネリック医薬品のご案内 ・健康コラム「膀胱の炎症 「膀胱炎」」



● 事業状況

区 分		令和6年2月分	令和5年2月分	前年同月比
		(A)	(B)	(A) ÷ (B)
事業所数 (件)		168	169	99.41%
被保険者数 (人)	男	3,227	3,321	97.17%
	女	699	681	102.64%
	計 ①	3,926	4,002	98.10%
平均標準報酬月額 (円)	男	408,885	404,751	101.02%
	女	266,066	262,546	101.34%
	計	383,457	380,553	100.76%
標準賞与額総計 (累計・千円)		3,867,449	3,939,778	98.16%
被保険者1人当たり標準賞与額 (累計・円)		985,086	984,452	100.06%
被扶養者数 (人)	②	3,285	3,457	95.02%
扶養率 (人)	② ÷ ①	0.84	0.86	96.86%

健康保険証は2024年12月2日に廃止

医療機関の受診は マイナ保険証で

※マイナ保険証…マイナンバーカードに保険証利用の登録をしたもの（手続き方法は裏面）

マイナ
保険証
始まっています！



今から使おう！マイナ保険証 なにが変わったの？

メリット
1

医療情報の共有化で質のよい医療が受けられます！！

マイナ保険証を使って受診すると、初めての医療機関でも特定健診や薬剤・診療情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられます。
(本人が同意した場合のみ)



医師の声

Q オンライン資格確認を導入して、どのようなメリットを感じていますか？



A 多くの情報をもとに、より正確な診断、適切な治療(処方)が可能となります

他院で鎮痛剤を処方されている患者さんに当院でも同種の薬剤を処方してしまったら、健康被害につながっていたかもしれません。事前に薬剤・診療情報を閲覧していたため、重複処方避けることができました。

メリット
2

手続きなしで高額な窓口負担が不要に！！

マイナ保険証で受診すると、限度額適用認定証がなくても、本人が同意すれば高額療養費制度に基づき限度額を超える医療費の立替払いが不要となります。健保組合への手続きは必要ありません。



患者の声

Q オンライン資格確認を利用して、どのようなメリットを感じていますか？



A 申請しなくても窓口での支払いが減額されました

急に入院することになり、健保組合に限度額適用認定証を申請しようとしたら、1週間かかると言われました。マイナ保険証を利用すると、認定証がなくても窓口負担が減額され、助かりました。

マイナ保険証のメリットの詳細は、右の二次元バーコードからご確認ください。
厚生労働省作成動画 ▶【何が便利になるの？メリット編】

